青森県議会業務継続計画 (青森県議会BCP)

令和6年12月9日

青森県議会

【 目 次 】

第	1	基本的な考え方	
	1	計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	対象とする災害等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第	2	災害等発生時における対応	
	1	災害時の優先業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2	災害時における態勢等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3	具体的対応フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第	3	災害等発生時における議会活動	
	1	議会、議長、議員及び事務局の役割と対応・・・・・・・・・・	7
	2	執行部との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3	市町村や国との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第	4	災害等への備え	
	1	代替議場等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	С
	2	防災用品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
	3	研修・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
	4	計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1

【参考資料】

避難経路及び誘導員配置図

第1 基本的な考え方

1 計画策定の目的

本計画は、災害等の発生により、人員、情報、資機材、ライフライン等の資源の利用が制限される状況下においても、議会及び議員等の役割や対応等を定めることにより、二元代表制の下、県民を代表し、議会が議会活動を継続し、県の意思決定を担う議事機関としての機能を発揮し、もって災害等からの早期復旧に資することを目的とする。

2 対象とする災害等

(1)対象とする災害等

本計画は、地震をはじめとした自然災害や武力攻撃等による人為災害その他危機事象(以下「災害等」という。)を対象とする。

【参考】災害等の具体的な例

- · 自然災害 · · · 地震、津波、風水害、大雪、火山噴火等
- ・人為災害 … 武力攻撃、テロ、原子力災害、石油コンビナート災害等
- ・その他 … 感染症等

(2) 適用基準

本計画は、災害等が発生したことにより、議事堂が利用できない場合及び議員の定足数に不足が生じた場合など議会機能に制限を受けた場合、またはそのおそれがある場合で、議長が必要と認める場合に適用する。

【参考】青森県災害対策本部の設置基準

- ・気象の特別警報が発表された場合
- ・岩木山、八甲田山又は十和田において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警報レベルに関わらず被害が発生した場合
- ・ 震度 6 弱以上の地震が観測された場合
- ・津波警報又は大津波警報が発表された場合
- ・県内に大規模な被害が発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める 場合

(3) 適用に関する情報収集等

事務局職員は、青森県災害対策本部(以下「県災害本部」という。)等から情報提供を 受けるとともに、事務局職員の目視による施設・設備の状況確認を行い、第一報を事務 局長へ報告する。 事務局長は状況を議長へ報告するとともに、本計画の適用に関する協議を行う。

(4) 適用の決定

決定者

本計画の適用に関する決定は、議長が行う。

② 代理者による決定

議長が適用を決定することが困難な場合は、代理者がこれを行う。

【代理者の順位】

第1位 副議長

第2位 議会運営委員会委員長

第3位 議会運営委員会副委員長

③ 議員への連絡

本計画が適用された場合は、事務局職員は、メール、FAX、電話その他の連絡手段を活用し、速やかに全議員へ周知する。また、適用を解除する場合も同様とする。

④ 適用の解除

議長は、議会機能が維持されている、または復旧されたと判断した場合は、速やかに 本計画の適用を解除する。

第2 災害等発生時における対応

1 災害時の優先業務

災害等の発生時にあっても優先して実施すべき非常時優先業務を次のとおりとする。 発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当 てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止し、または非常時優先業務の 実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

(1)議長等関係業務

No.	業務名	発災後	24 時間以内	3 日以内	対応決定後
1	正副議長の安否確認	0			
2	議事堂に係る被害状況報告	•	0		
3	議員・職員の安否確認状況報告	•	0		
4	被災地に係る被害状況報告		0	0	0
5	議会における対応方針の確認	•		0	0
6	会議開催・協議内容の調整	•		0	0

[※]発災後欄の「●」は、本会議や委員会等が開催中の場合

(2)議員関係業務

No.	業務名	発災後	24 時間以内	3日以内	対応決定後
1	事務局への安否連絡	0			
2	被災地に係る被害状況情報提供		0	\circ	0
3	会議への出席依頼			0	0

(3) 事務局内業務

No.	業務名	発災後	24 時間以内	3日以内	対応決定後
1	災害等に係る関係職員の登庁	A			
2	議事堂来庁者の避難誘導	0			
3	職員の安否確認	0			
4	議事堂の施設・設備の被害状況確認	0			
5	被災地に係る被害状況等の情報収集	0	0	0	0
6	執行部との連絡調整	0	0	0	0

7	執務場所等の確保	0		
8	議事堂の代替施設・設備等の確保		0	0
9	会議開催通知・資料等の作成		0	0
10	緊急通行車両の確認証明		0	

※発災後欄の「▲」は、夜間・休日の場合

2 災害時における態勢等

(1) 各会派代表者会議の開催

議長は、今後の議会活動についての方針を決定する必要があると認める場合は、速や かに各会派代表者会議を開催する。

また、本計画適用中の場合は、議会運営委員会正副委員長を出席させるものとする。なお、同会議の構成員は、議長の許可を得て代理者を出席させることができる。

【想定される協議事項】

- 県災害対策本部との情報交換及び連絡
- 被災地の被害状況、応急活動状況等の情報伝達
- 議員の安否、居所、連絡場所等の把握及び確認
- その他議会機能の維持・復旧に関する必要な事項

(2)議会運営委員会の開催

各会派代表者会議における協議の結果、議会運営について日程等具体的な調整が必要 となった場合は、議会運営委員会において協議・調整する。

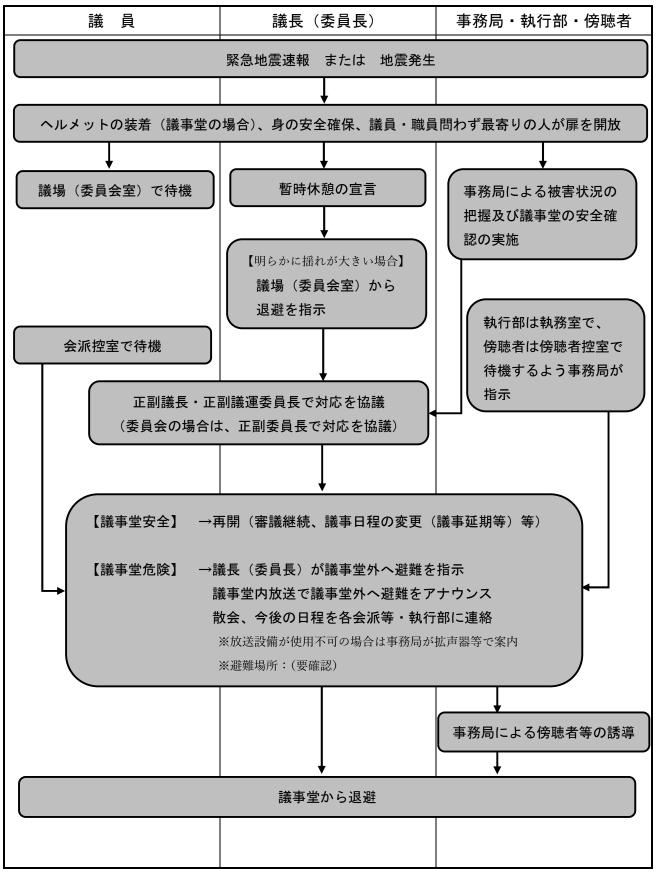
なお、委員に事故があり、その所属会派から委員が1人も会議に出席できないときは、 その会派から委員長に通知してオブザーバー1人を出席させることができる。

(3) 特別委員会の設置

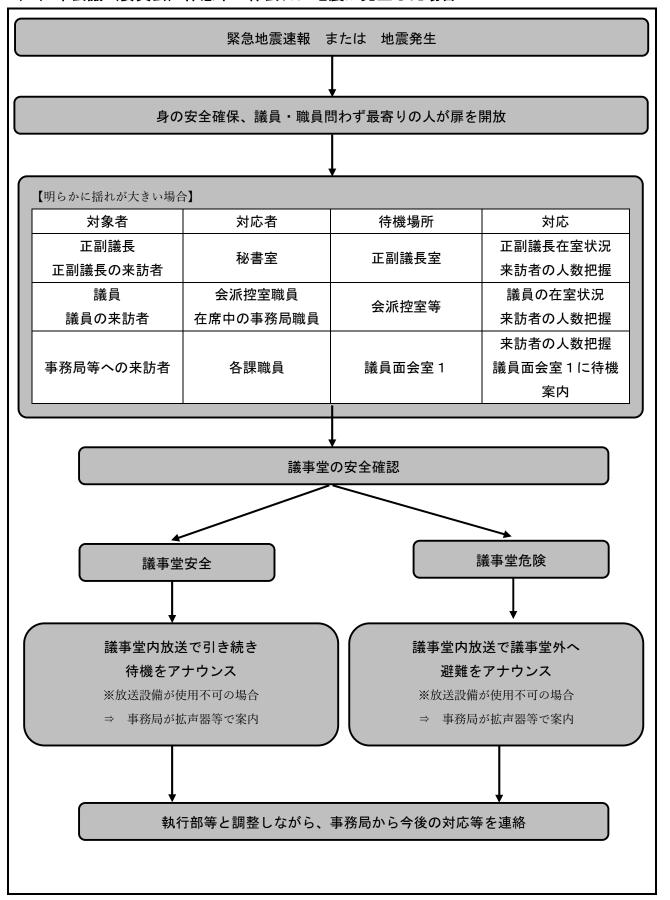
議長は、災害等に係る被害対策等について審査等を行う必要があると認める場合は、 議会の議決を経て特別委員会を設置する。

3 具体的対応フロー

(1) 本会議(委員会) 開会中に地震が発生した場合



(2) 本会議(委員会)休憩中・休会日に地震が発生した場合



第3 災害等発生時における議会活動

1 議会、議長、議員及び事務局の役割と対応

(1)議会の役割と対応

議会は、災害等発生時にあっては、被害状況等に関する情報の収集に努め、議会として必要な対応を検討するほか、執行部が災害等対応に専念できるよう、状況に応じた協力や支援、配慮を行う。

また、執行部から提案された補正予算等の議案の審議・議決を行うとともに、執行部に対し、復旧・復興や防災・減災対策への提言等を行う。

また、広域自治体の議会として、被災市町村の要望を把握し、国に対して激甚災害指定をはじめとする財政的な支援等を要請する。

【想定される対応】

- ① 被害状況等の確認、被災市町村の要望把握
- ② 執行部の災害等対策に係る補正予算や条例等の迅速な審議
- ③ 災害等対策に係る進捗状況の確認
- ④ 執行部への復旧・復興や防災・減災対策に係る提言
- ⑤ 国への財政支援に係る要望

(2)議長の役割と対応

議長は、議会の代表として、災害等発生時においても議会がその機能を維持することができるよう、適宜、事務局長に指示を行うとともに、次の対応を行う。

【想定される対応】

- ① 議員の安否確認及び被害状況等の把握
- ② 各会派代表者会議の開催
 - 議長が必要と認めるときに開催する。
 - 議会としての対応や取組方針を決定する。

(3)議員の役割と対応

議員は、県民の代表として、県民の多様な意見を把握し、本会議での審議等を通じて、 県民の意思を的確に県政に反映させる。

【想定される対応】

- ① 安全確保·安否連絡
 - 自身の安全の確保を最優先に退避・行動する。

- メールその他の連絡手段により、事務局に安否連絡を行う。
- ・ 連絡手段や交通手段が遮断された場合には、県の地域県民局や出先機関、市町村 役場、最寄りの官公庁など、取りうる最善の方法により連絡する。
- 議事堂に参集が不可の場合は、事務局にその旨連絡する。
- ② 地元情報の収集・伝達
 - ・ 住民や事業者等の要望把握に努め、地域の一員としての活動に尽力する。
 - 災害等対応活動に係る要望を行う場合は、事務局に伝達する。

(4) 事務局の役割と対応

事務局は、議長の指示の下、災害等発生時においても議会活動が継続できるよう、議長等を補佐する。

事務局における具体的な対応については、事務局長が別に定める。

【想定される対応】

- ① 議員・事務局職員の安否確認
 - 事務局長は状況に応じ、安否確認メールや電話等により安否確認を行う。
- ② 県災害本部からの情報収集
 - 県災害本部による発表資料をはじめ、情報の収集に努める。
- ③ 議員への情報伝達
 - ・ 速やかに災害等に係る情報を収集し、正副議長に報告する。 (議員へは県災害本部から適宜情報提供)
- ④ 非常時優先業務の実施
 - 正副議長との連絡調整、議員安否確認、議事堂等の安全確保、本会議・各会派代表者会議等の運営等を行う。

2 執行部との関係

議会は、執行部が初動体制や応急対応に専念できるよう、次の事項に留意する。

- ① 執行部の災害等対応を優先するための議事運営、業務遂行上の配慮
 - 災害等発生後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行 部の意向を確認し、休会や出席者の縮小、現地視察の自粛、要望の一元化など執行 部が災害等への対応を優先することができるよう、議事運営、業務遂行上の配慮を する。

また、被災状況等の視察については、各常任委員会担当書記が委員長に連絡のうえ、指示を仰ぐものとする。

② 速やかな予算執行等を可能とする柔軟な審議方法の採用

・ 災害等関係の条例・補正予算等の議案審議に当たっては、速やかな事務執行や予 算執行等ができるよう、条例・予算案の説明、議案の提案、委員会審査、本会議議 決等の日程などの審議方法について、執行部の意向を考慮し、柔軟に対応する。

3 市町村や国との関係

議会は、広域自治体の議会として、被災市町村の被災状況や、要望事項等の把握に努め、必要に応じ、執行部に対する要請や国関係省庁等への要望等を行うなど、市町村の 災害等対応への支援に努める。

また、国会、関係行政庁への意見書の提出等を行うことにより、被災地の復旧や被災者の生活再建、災害に強い地域づくり等に向けた国への要望提案活動を積極的に行う。

第4 災害等への備え

1 代替議場等の確保

(1) 代替議場

議会施設が、物理的な損壊又はその他の事情により、その一部又は全部を使用することができない場合を想定し、代替施設や場所を確認し、確保する。

代替施設や場所の確保に当たっては、次の順で確認するものとする。

第1順位 本庁舎西棟8階大会議室

第2順位 県総合学校教育センター、県立保健大学等の青森市内・県内の公的施設

第3順位 青森市内・県内の民間施設

(2)審議環境

① 電力

本庁舎議会棟においては、停電時に運転する非常用発電設備を1機設置しているほか、 通常と同じ電力を使用しても3日間使用できる燃料を常時確保している(電力の使用制 限を行うと1週間程度供給可能)。

② 議場システム、インターネット中継システム

議場システムが使用できない場合は、ポータブル音響機器の活用等により議事進行するとともに、ICレコーダー等による録音により審議内容を記録する。

また、インターネット中継システムが使用できない場合は、必要に応じて、視聴している県民等に向けて議会ホームページに情報を掲載する。

なお、青森県庁ホームページが利用しているインターネットシステムは、県の重要システム等に含まれ、耐震性や3日間の電力・空調が確保されている。

③ トイレ

トイレの洗浄水が確保されておらず、断水時にはトイレの使用制限が行われる。トイレの使用については、県庁内又は近隣施設の一般県民が使用できる箇所を利用することとする。

④ 電話

県の「災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定(東日本電信電話、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)」により、通信設備の復旧作業など通信確保対策が図られている。

一般の電話については、発災から数日間は混線等により、発信が困難になることが予想される。

⑤ 什器等

キャビネット等の什器類及びPCやコピー機等の固定対策、ガラスの飛散防止対策の 実施に努める。

対策が困難な場合、レイアウトの工夫等により被害の軽減に努める。

⑥ エレベーター

停電時は階段を利用して移動する。エレベーターに乗っている場合は、最寄りの階で 速やかに降りる。

2 防災用品等

本会議開会中に、災害等が発生し、天井や壁、窓の破損等により議員、職員、傍聴者等の身体への被害を防止・軽減する必要があることから、折畳み式ヘルメットを各座席に配置する。

3 研修・訓練

議員及び事務局は、研修・訓練を実施し、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、 是正すべきところを改善し、計画を更新する。必要に応じて、県危機管理担当部局等から 助言を得る。

① 研修等の計画的な実施

地震災害時に迅速かつ的確に非常時優先業務を継続するため、次の2点を重視し、議員及び職員に対する研修・訓練を計画的に実施し、意識及び対応力の向上を図っていく。

- 本計画の内容をすべての議員及び事務局職員に周知・浸透させること。
- 災害等発生時に実際に行動できるよう対応力の向上を図ること。

② 研修結果等を踏まえた検証

対策(業務継続に必要な資源の確保策)の実施状況や研修・訓練の結果等を踏まえ、 検証(点検、課題整理、改善方法の検討等)を行う。

4 計画の見直し

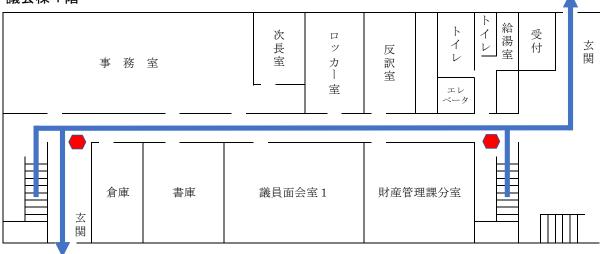
本計画の見直しについては、必要に応じて行う。

なお、軽微な事項の改正等については議長が専決できる。

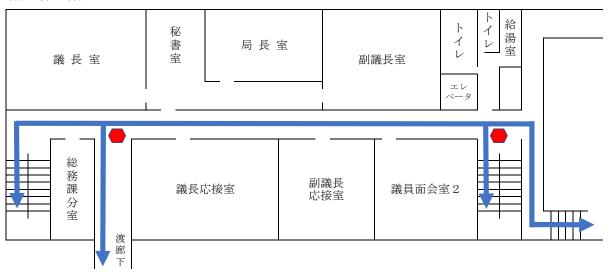
【避難経路及び誘導員配置図】

※ - 誘導員:議会事務局職員

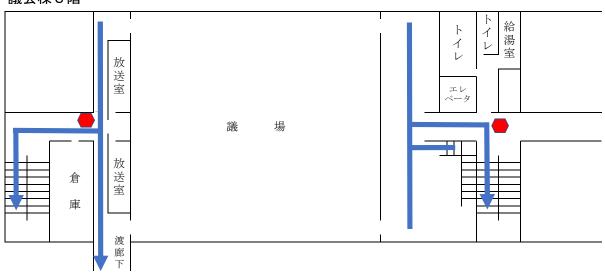




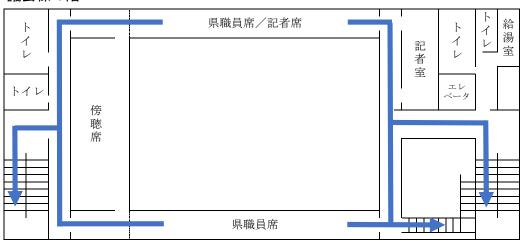
議会棟2階



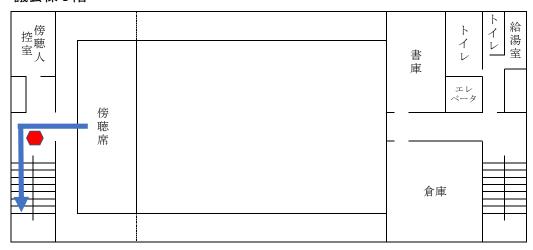
議会棟3階



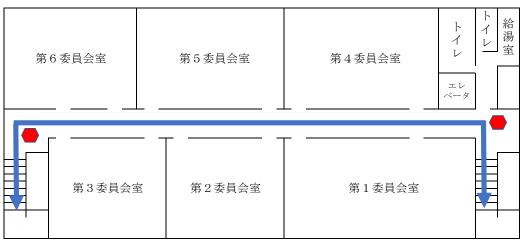
議会棟4階



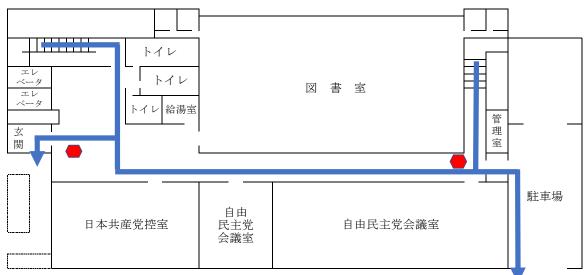
議会棟5階



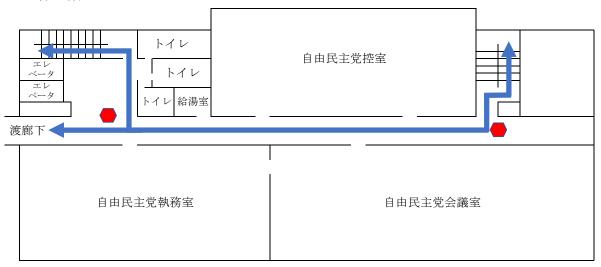
議会棟6階



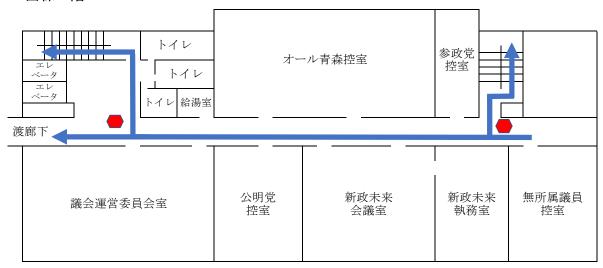
西棟1階



西棟2階



西棟3階



西棟8階

